

平成 30 年 1 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社 S E R I O ホールディングス  
代 表 者 名 代表取締役社長 若 濱 久  
(コード番号：6567 東証マザーズ)  
問 合 せ 先 取締役管理部長 中 川 修  
(TEL. 06-6442-0500)

## 募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成 30 年 1 月 26 日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所マザーズへの上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

### 記

#### 1. 公募による募集株式発行の件

- (1) 募 集 株 式 の 数 当社普通株式 700,000 株
- (2) 募集株式の払込金額 未定（平成 30 年 2 月 13 日の取締役会で決定する。）
- (3) 払 込 期 日 平成 30 年 3 月 1 日（木曜日）
- (4) 増加する資本金及び  
資 本 準 備 金  
に 関 する 事 項 増加する資本金の額は、平成 30 年 2 月 21 日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第 14 条第 1 項に基づき算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 募 集 方 法 発行価格での一般募集とし、野村証券株式会社、大和証券株式会社、S M B C 日興証券株式会社、みずほ証券株式会社、株式会社 S B I 証券、エース証券株式会社及び岡三証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受させる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。
- (6) 発 行 価 格 未定（募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、平成 30 年 2 月 21 日に決定する。）
- (7) 申 込 期 間 平成 30 年 2 月 22 日（木曜日）から  
平成 30 年 2 月 27 日（火曜日）まで
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 株 式 受 渡 期 日 平成 30 年 3 月 2 日（金曜日）
- (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 20,000 株
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都中央区日本橋一丁目9番1号  
野村證券株式会社 20,000 株
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しとし、野村證券株式会社、大和証券株式会社、SMBC日興証券株式会社、みずほ証券株式会社、株式会社SBI証券、エース証券株式会社及び岡三証券株式会社が引受人となり、全株式を引受価額で買取引受する。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 野村證券株式会社が当社株主である海老雅和より買取る当社普通株式20,000株について売出しを行うものである。
- (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

## 3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 108,000 株（上限）
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都中央区日本橋一丁目9番1号  
野村證券株式会社 108,000 株（上限）
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しである。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

## 4. 第三者割当増資による募集株式発行の件

- (1) 募 集 株 式 の 数 当社普通株式 108,000 株
- (2) 募集株式の払込金額 未定（上記1.における払込金額と同一とする。）
- (3) 申 込 期 日 平成30年3月30日（金曜日）
- (4) 払 込 期 日 平成30年4月2日（月曜日）

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、平成30年2月21日に決定される予定の割当価格を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 割当方法 割当価格で野村証券株式会社に割当てる。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。
- (7) 割当価格 未定（上記1.における引受価額と同一とする。）
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 上記3.に記載のオーバーアロットメントによる株式売出しが中止となる場合、本第三者割当増資も中止する。

#### 5. 親引けの件

上記1.の公募による募集株式発行に当たり、当社は、野村証券株式会社に対し、引受株式数のうち、30,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社グループの従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請する予定であります。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 【ご参考】

### 1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

#### (1) 募集株式の数及び売出株式数

- |          |      |                  |          |
|----------|------|------------------|----------|
| ① 募集株式の数 | 普通株式 | 700,000株         |          |
| ② 売出株式数  | 普通株式 | 引受人の買取引受による売出し   | 20,000株  |
|          |      | オーバーアロットメントによる売出 | 108,000株 |
- (※)

(2) 需要の申告期間 平成30年2月14日(水曜日)から  
平成30年2月20日(火曜日)まで

(3) 価格決定日 平成30年2月21日(水曜日)  
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 募集・売出期間 平成30年2月22日(木曜日)から  
平成30年2月27日(火曜日)まで

(5) 払込期日 平成30年3月1日(木曜日)

(6) 株式受渡期日 平成30年3月2日(金曜日)

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、野村証券株式会社が当社株主である若瀨久(以下、「貸株人」という。)から借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成30年1月26日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式108,000株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っております。

また、野村証券株式会社は、平成30年3月2日から平成30年3月26日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限(上限株式数)とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

野村証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	2,300,000株
公募による増加株式数	700,000株
第三者割当増資による増加株式数	108,000株 (最大)
増加後の発行済株式総数	3,108,000株 (最大)

## 3. 増資資金の用途

今回の公募による募集株式発行における手取概算額 1,132,320 千円(\*)は、第三者割当増資による募集株式発行における手取概算額上限 176,860 千円(\*)と合わせて、平成30年5月期及び平成31年5月期以降に子会社である株式会社セリオへの融資資金に充当する予定であります。

株式会社セリオにおける資金の用途につきましては、平成31年5月期においてはすでに開設した保育園への設備投資に係る借入金の返済に300,000千円及び平成31年5月期に開設を予定している新設保育園3園(大阪府箕面市、東京都東久留米市、東京都足立区)の設備投資資金に149,000千円並びに新規開設を予定している保育園(4園)の設備投資資金に148,000千円を充当する計画であります。平成32年5月期において新規開設を予定している保育園(7園)の設備投資資金265,000千円を充当する計画であります。

その他残額を平成31年5月期以降の保育園並びに放課後施設の備品購入費及び人材採用費などの運転資金に充当する予定であります。

なお、上記新設保育園3園を除き、平成31年5月期以降に開設を予定している新設保育園について、現時点において、開設場所や認可等が確定しているものではありませんが、現状の保育を取り巻く環境等を踏まえて施設数や定員等を見込んでおります。

また、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

\*有価証券届出書提出時における想定発行価格1,780円を基礎として算出した見込額であります。

## 4. 株主への利益配分

### (1) 利益配分の基本方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

### (2) 内部留保資金の用途

内部留保資金につきましては、さらなる事業拡大に向け、新規施設開設などの設備投資等の資金として有効に活用していく予定であります。

### (3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

今回の増資後、増配又は株式分割等を行うことにより、積極的に株主への利益還元を実施したいと考えておりますが、現時点においては、具体的内容について決定していません。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

#### (4) 過去の1決算期間の配当状況

当社は、平成28年6月1日に単独株式移転により株式会社セリオを完全子会社とする純粋持株会社として設立されました。

平成29年5月期の配当状況は以下のとおりです。

	平成29年5月期
1株当たり当期純利益金額 (連結)	13.86円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	1.9円 (-)
配当性向 (連結)	13.7%
自己資本当期純利益率 (連結)	13.4%
純資産配当率 (連結)	2.1%

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額(連結)は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2. 自己資本当期純利益率(連結)は、親会社株主に帰属する当期純利益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数値であり、純資産配当率(連結)は配当総額を純資産(期首・期末の平均)で除した数値であります。

3. 当社は、平成29年11月16日付で株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、平成29年5月期の期首に当該分割が行われたものと仮定し、1株当たり当期純利益金額(連結)及び1株当たり配当額(1株当たり中間配当額)を算定しております。

#### 5. ロックアップについて

上記1.の公募による募集株式発行並びに上記2.の引受人の買取引受による株式売出しに関連して、貸株人である若瀨久、当初売却人である海老雅和、並びに当社株主である株式会社KDT、中村明裕、廣田純孝、朝山貴文、中川修、麻田祐司、猪俣慎二及び佐藤竜一は、野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後90日目の平成30年5月30日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等(ただし、上記2.の引受人の買取引受による株式売出しのための売却及び上記3.のオーバーアロットメントによる株式売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の平成30年8月28日までの期間中は野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、上記1.の公募による募集株式発行、株式分割、ストック・オプションとしての新株予約権の発行及び上記3.のオーバーアロットメントによる株式売出しに関連し、平成30年1月26日開催の当社取締役会において決議された野村證券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合であっても、野村證券株式会社はその裁量で当該合意の内

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。

## 6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当などを約束するものでなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。